

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要

公益財団法人日本スポーツ協会
地域スポーツ推進部クラブ育成課

令和3年9月21日

- I . 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度
- II . 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類
- III . スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)

- | | |
|---------|----------------------------|
| 制度創設の経緯 | 1. 登録・認証制度創設の経緯 |
| スケジュール | 2. 登録・認証制度の運用開始に向けたスケジュール |
| 制度の概要 | 3. 登録・認証制度を構成する諸規程の体系図 |
| | 4. 「登録」と「認証」のイメージ |
| | 5. 登録基準の例(A県の場合) |
| | 6. 登録・認証制度の運用体制図(登録に関する制度) |
| | 7. 登録申請から登録認定までのフローチャート |
| 制度の効果 | 8. 登録・認証制度がもたらす効果①～② |

1. 登録・認証制度創設の経緯

総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)には、
地域課題解決など公益的な取組を期待されているものの、必ずしも十分に機能しているとはいえない※1との指摘

機能するために

- 総合型クラブの取組・・・総合型クラブ自らが質的充実に向けた取組の実施
- 行政の取組・・・・・・・・総合型クラブを理解し、施設確保や広報等の支援

この取組のために

「登録・認証制度」が、総合型クラブ・行政それぞれの取組の基盤として必要

なぜ必要か

- 総合型クラブ・・・自らの質的充実(PDCAサイクルの確立等)のための仕組みづくり
- 行政・・・・・・・・支援対象とする「総合型クラブ」の定義の明確化

いつから

総合型地域スポーツクラブ全国協議会※2による
「登録・認証制度」の運用を令和3年度から開始

令和4年度に延期

※1 スポーツ庁「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」(令和元年8月7日スポーツ庁長官決定)から抜粋要約

※2 日本スポーツ協会が平成21年に組織内組織として創設。全都道府県に創設された「都道府県総合型クラブ連絡協議会」を通じ、2,706クラブが加入。(令和2年度時点)

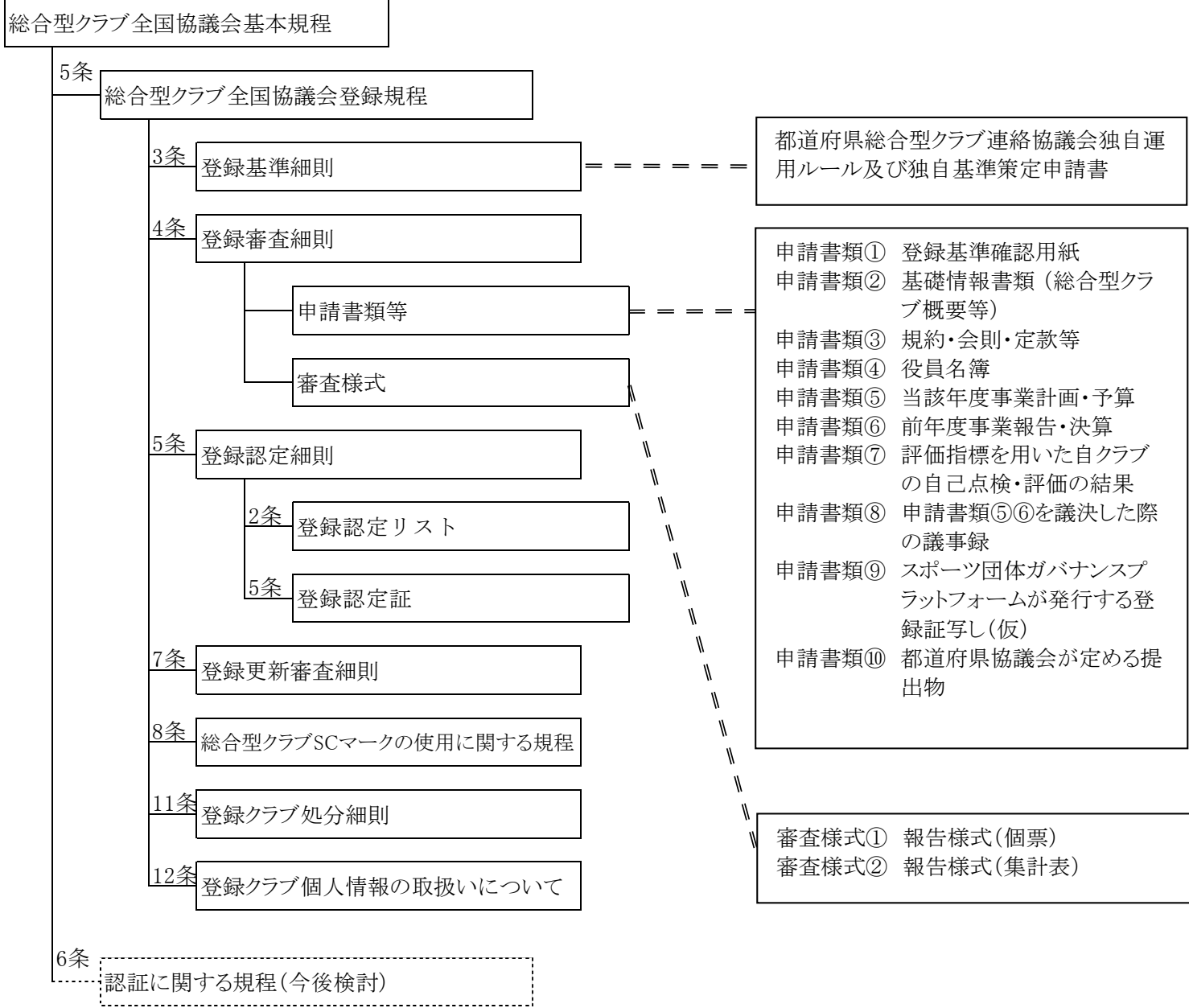
2. 登録・認証制度の運用開始に向けたスケジュール（令和2年6月22日時点）

取組項目	年度						取組概要
	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
1.制度の枠組策定・周知 【スポーツ庁】							<ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月12日付けで策定 平成31年2月22日付け文書で都道府県スポーツ主管課長宛通知※ ※当該通知の写しを当協会から都道府県体育・スポーツ協会へ平成31年3月18日付けで通知
2.制度モデルの検討 【スポーツ庁委託】							<ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ協会がスポーツ庁委託事業として実施（平成31年3月28日付でスポーツ庁へ報告書提出）
3.制度原案の策定 【JSPO】							<ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ協会地域スポーツクラブ育成専門委員会にて制度モデルに基づく制度原案（諸規程案）を策定 理事会へ報告
4.制度モデル・制度原案の説明 【JSPO、スポーツ庁】							<ul style="list-style-type: none"> 都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型クラブ連絡協議会への説明※ ※都道府県行政へはスポーツ庁からの説明を要請
5.制度の策定 【JSPO】				今ココ			<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）総会にて諸規程案の承認（規約の改定決議） 日本スポーツ協会会議（理事会等）にて諸規程案の承認
6.都道府県版制度の策定 【都道府県体育・スポーツ協会、 都道府県総合型クラブ連絡協議会】							<ul style="list-style-type: none"> 都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会が連携し、総合型クラブ登録制度に対応する諸規程を策定（現行の都道府県総合型クラブ連絡協議会規約等の改廃）
7.制度の運用開始 【JSPO、 都道府県体育・スポーツ協会、 都道府県総合型クラブ連絡協議会】							<ul style="list-style-type: none"> 総合型クラブ登録・認証制度（諸規程）に基づく総合型クラブ全国協議会及び都道府県総合型クラブ連絡協議会における会議の運営や各種事務手続き等を開始 ただし、令和4年度は、書類審査の方法を、書類の提出を確認する形式審査にとどめることから、登録したことを認める「認定証」ではなく「予備登録証」を当該クラブに対して発行する。また、当該クラブは、「登録クラブ」ではなく「予備登録クラブ」という。

留意事項：本スケジュールは、登録・認証制度のうち「登録に関する制度」に限ったものである（「認証に関する制度」は、関係する諸規程の原案策定時期が未定のため）。

3. 登録・認証制度を構成する諸規程の体系図

※本体系図において、総合型地域スポーツクラブは総合型クラブと表記する。



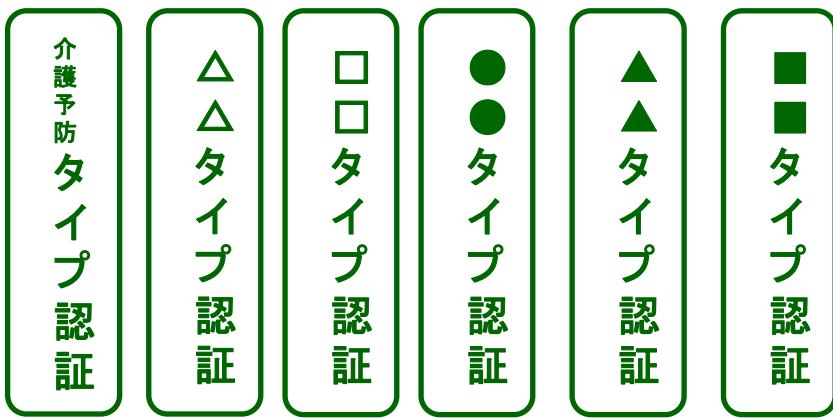
4. 「登録」と「認証」のイメージ

※基本規程、登録規程、登録基準細則を基に作成

- 《凡例》
- ・基本: 基本規程
 - ・登録: 登録規程
 - ・基準: 登録基準細則

【基本6条】

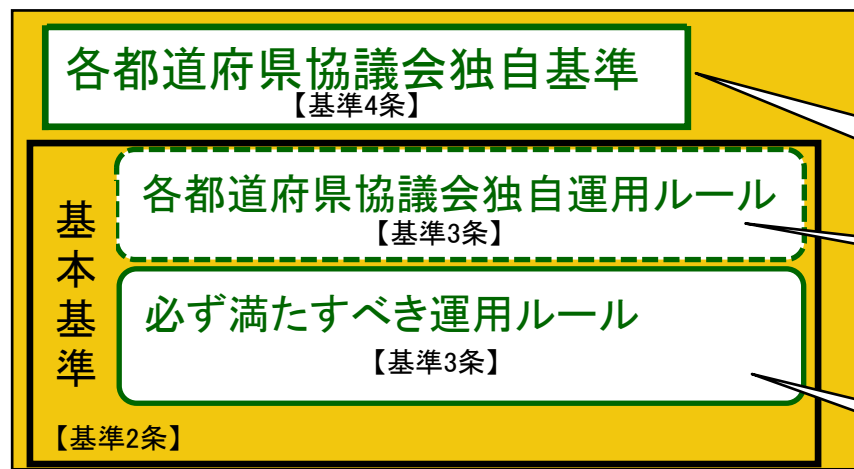
登録クラブに対する
認証



【認証とは】※認証に関する制度は今後検討
総合型クラブ全国協議会が定める「タイプ別の認証基準」を具備していると認められる登録クラブを認証する。
登録クラブが自らの希望により申請することを可能とするもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできる。

【基本5条】

登録



- 【登録とは】
総合型クラブ全国協議会が定める「登録基準」を具備していると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。
- 「基本基準」に加え、都道府県協議会が任意で追加できる
 - 「必ず満たすべき運用ルール」に加え、都道府県協議会が任意で追加できる
 - 全国統一のルール

5. 登録基準の例(A県の場合)

※登録基準細則第3条・第4条を基に作成

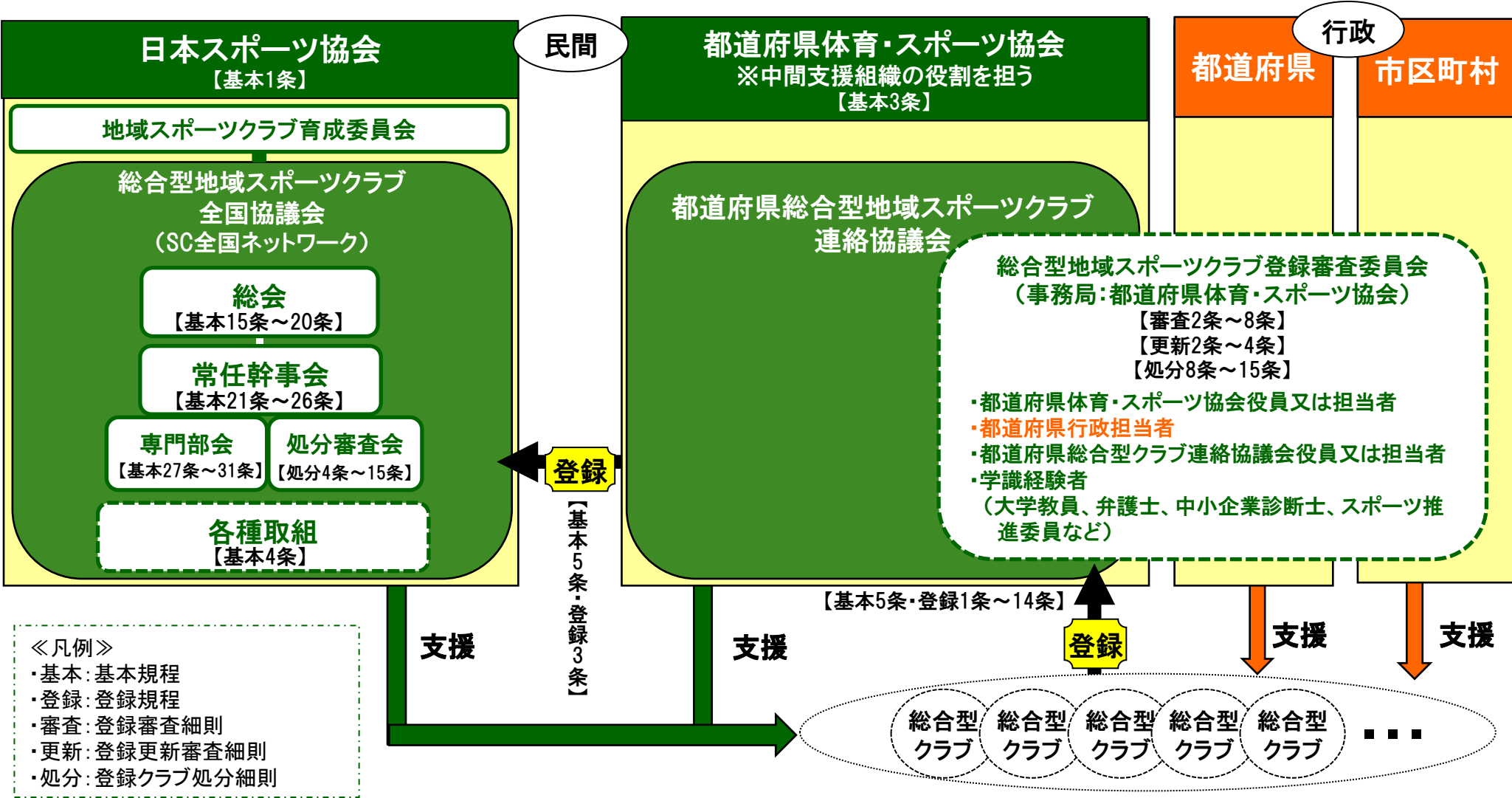
点線枠内下線部が、A県が追加した登録基準です。

基本基準	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール A県協議会独自運用ルール
	(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・ <u>スポーツ活動以外の活動を行っている。</u>
②多世代(複数世代)を対象としている。		・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。(世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(～18歳)、E)～29歳、F)～39歳、G)～49歳、H)～59歳、I)～69歳、J)70歳～	
③適切なスポーツ指導者を配置している。		・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3	
④安全管理体制を整備している。		・緊急連絡体制を整備している。※4	
(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※7	
	(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。		・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。	

A県協議会独自基準	(1)活動実態に関する基準	ア)活動拠点が確保されている。	・定期的に活動する場所を確保している。
------------------	----------------------	------------------------	----------------------------

※1: 定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
 ※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。
 ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
 ※3: 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
 ※4: 不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
 ※5: 規約・会則・定款等を指す。
 ※6: 特別区は市町村に準ずる。
 ※7: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

6. 登録・認証制度の運用体制図(登録に関する制度)



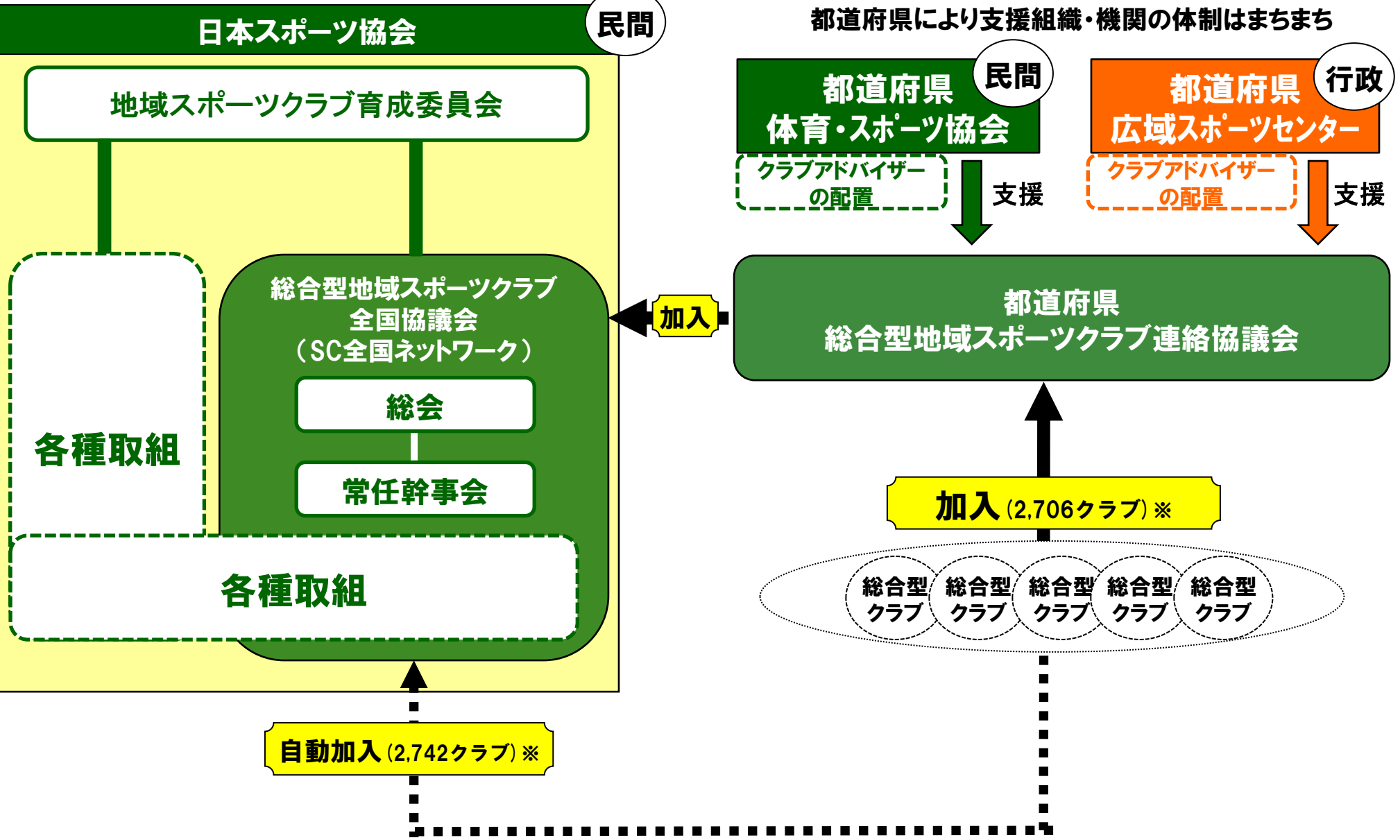
- 《凡例》
- ・基本: 基本規程
 - ・登録: 登録規程
 - ・審査: 登録審査細則
 - ・更新: 登録更新審査細則
 - ・処分: 登録クラブ処分細則

※関係する諸規程を基に図式化

※認証に関する制度の運用体制は関係規程の整備状況を踏まえて今後検討

<参考>現状の総合型クラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)体制図

都道府県により支援組織・機関の体制はまちまち

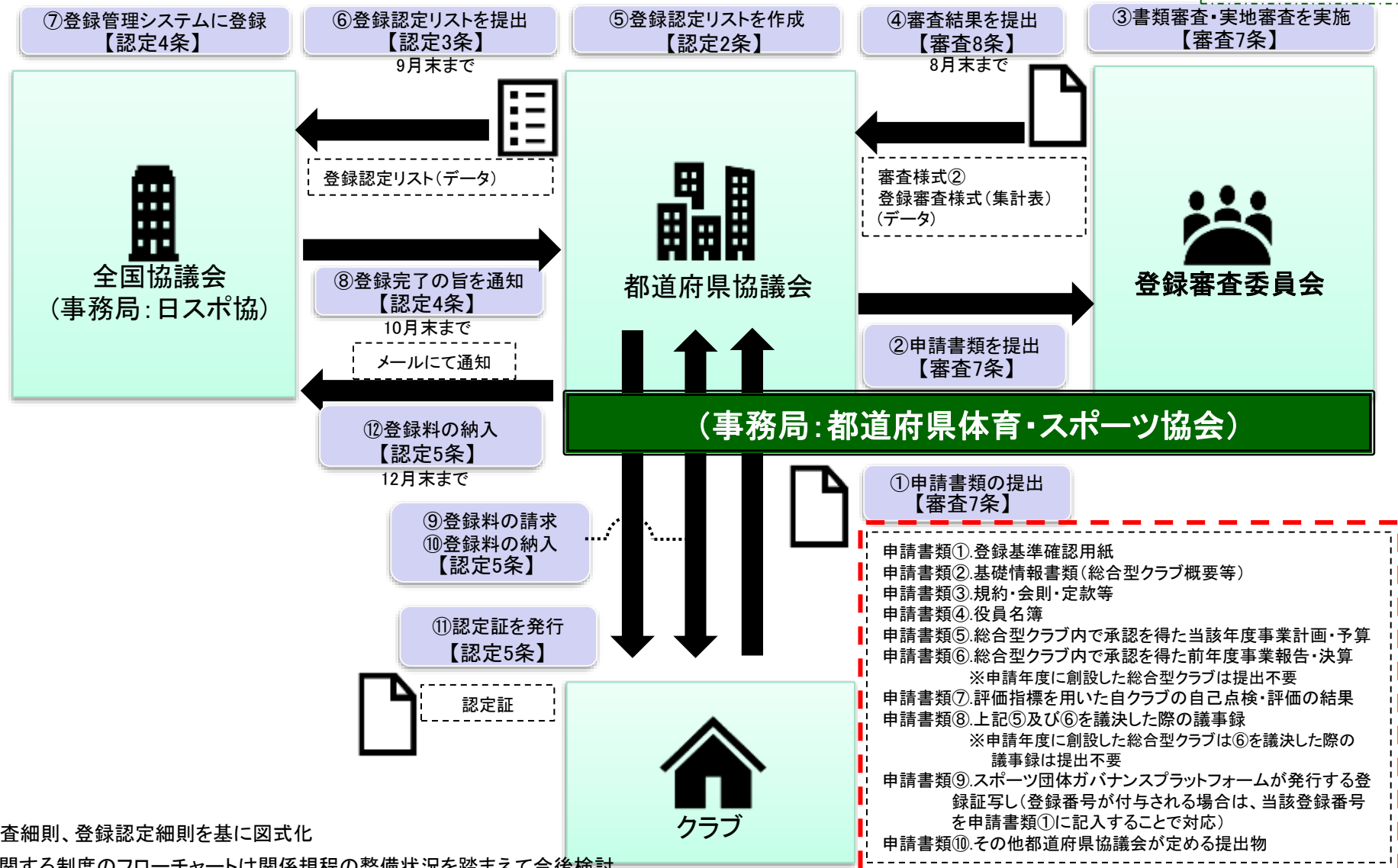


※令和2年(2020)年11月末現在

7. 登録申請から登録認定までのフローチャート

- ・登録有効期間：当該年度の11月1日から1年間【登録6条】
- ・登録の更新：年度ごと【登録7条】

- 《凡例》
- ・登録：登録規程
 - ・審査：登録審査細則
 - ・認定：登録認定細則



※登録審査細則、登録認定細則を基に図式化

※認証に関する制度のフローチャートは関係規程の整備状況を踏まえて今後検討

■ 総合型クラブへの効果

行政における総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながること等の期待

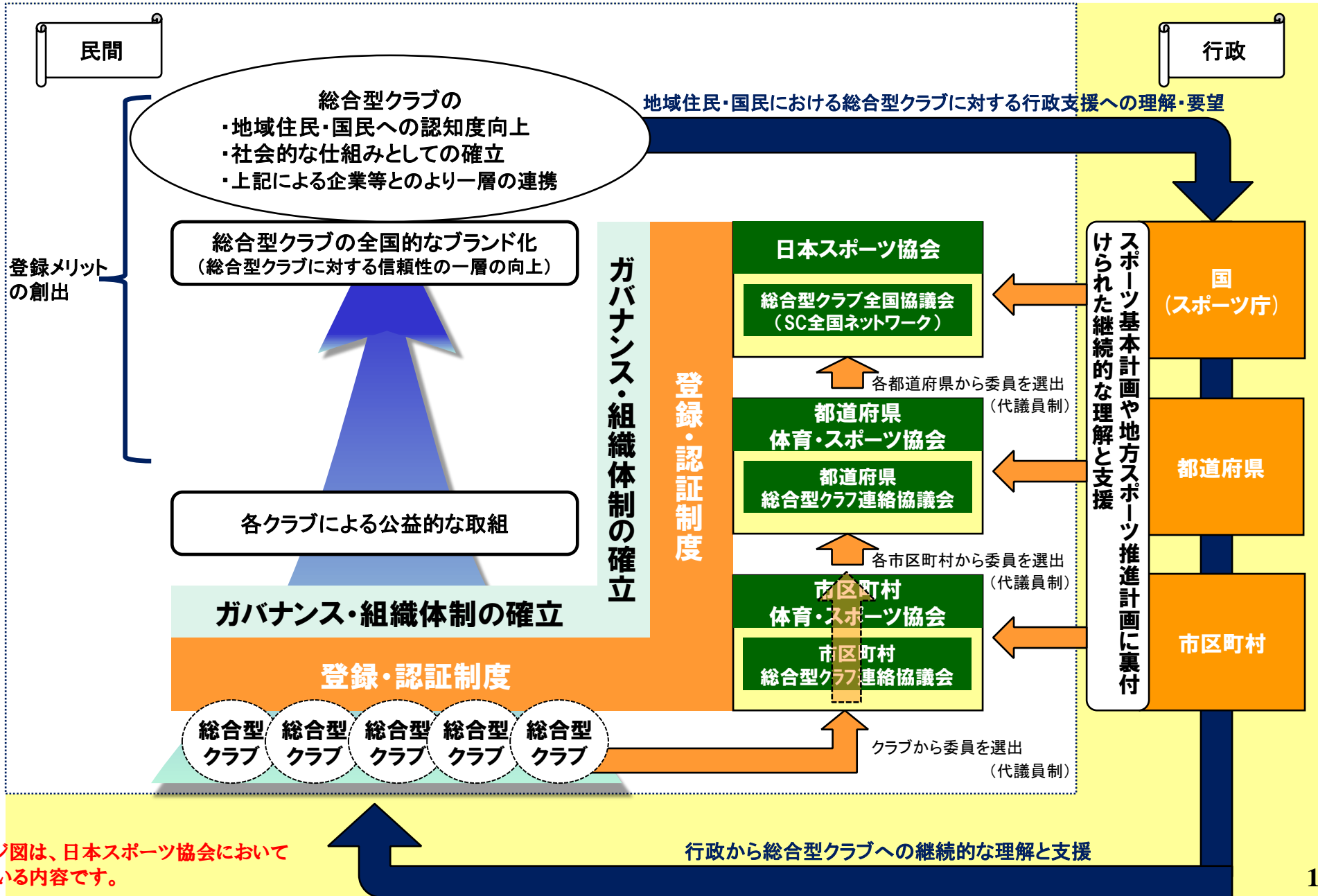
■ 地域住民への効果

総合型クラブを見つけやすくなることや総合型クラブに対する安心感の醸成等の期待

■ 公的機関・関係機関への効果

行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続されることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能になること等の期待

8. 登録・認証制度がもたらす効果②(好循環イメージ)



本イメージ図は、日本スポーツ協会において想定している内容です。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

(参考)部活動改革に関する国の動向②

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類①.登録基準確認用紙

申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等)

申請書類③.規約・会則・定款等

申請書類④.役員名簿

申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦.評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録
 ※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応)

申請書類⑩.その他都道府県協議会が定める提出物

II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類①.登録基準確認用紙 所定の様式に記入

申請書種別

年 月 日

令和●●(20●●)年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙

●●法人 ●●単体育・スポーツ協会
●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
代表者 殿

●●クラブ
会長 ●●●●

本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則に定める以下の基準を満たしているため申請いたします。

いずれかに○印

1. 新規登録
2. 更新登録

※別紙
①全国協議会・総合型地域スポーツクラブ全国協議会全国協議会
登録基準確認用紙、②県別登録の標準様式(スポーツクラブ登録基準)

1. 基準適合状況

分類	個別基準	全国協議会及び都道府県協議会が定める必ず満たすべき運用ルール	基準を満たす場合の印
(1) 活動実施に関する基準	<p>① 多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。</p> <p>② 多世代(複数世代)を対象としている。</p>	<p>・定期的にクラブ活動が実施され、実施されている。</p> <p>・次の世代のうちいずれか世代以上が会員となっている。 A) 小学生 B) 中学生 C) 高校生 D) 高校生～18歳 E) 20歳</p>	<p>基準が実施委員会 記入の運用ルール</p>
(2) 活動実施に関する基準	③ 適切なスポーツ指導者配置している。	<p>・クラブマネージャーは専任指導者のみならず、1名以上、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシストマネージャー資格を有している。</p> <p>・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認なスポーツ指導者(以下公認スポーツ指導者)を1名以上を養成している(職性・種目別において、有資格者の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。)*</p>	
	④ 安全管理体制を整備している。	<p>・緊急連絡体制を整備している。**)</p>	
(3) 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民の主体的に運営している。	<p>・規約等**・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」といふ。)の所在する自治体**の住民である。(又は当該自治体の住民と関係する自治体の住民を会員とする過半数である。)**</p> <p>・非営利組織である。**)</p>	
(4) ガバナンスに関する基準	⑥ 規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基いて運営している。	⑦ 規約等**の改定に必要な議決について有資格者等に定められている。	
		⑧ 事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。	

基準を満たすかどうか自己申告で○印を記入

※1: 定期納付は、年間で12回以上実施することを旨とする。
 ※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは認められず(可能性もあからずから、移行経路として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
 ※3: 当面の期は移行経路として、本基準を満たさないことを理由に、登録を不可とすることはない。
 ※4: ①～⑧の項目は移行経路として、本基準を満たさないことを理由に、登録を不可とすることはない。
 ※5: ①～⑧の項目は移行経路として、本基準を満たさないことを理由に、登録を不可とすることはない。
 ※6: ①～⑧の項目は移行経路として、本基準を満たさないことを理由に、登録を不可とすることはない。
 ※7: ①～⑧の項目は移行経路として、本基準を満たさないことを理由に、登録を不可とすることはない。

提出書類に○印を記入

2. 添付申請書類

申請書類名	添付に○印	備考
申請書種別・登録基準確認用紙(本用紙)	○	
申請書種別・基礎情報登録(総合型クラブ概要等)	○	データ提出必須
申請書種別・規約・会則・定款等	○	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書種別・役員名簿	○	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書種別・総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	○	申請年度に承認した総合型クラブの提出書類
申請書種別・総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	○	申請年度に承認した総合型クラブの提出書類
申請書種別・総合型クラブの評価指標を用いた自己クラブの自己点検・評価の結果	○	データ提出必須
申請書種別・申請書種別及び添付書類した際の議事録	○	申請年度に承認した総合型クラブの提出書類(その議事録は提出不要)
申請書種別・スポーツ団体サポーターズプラットフォームが発行する登録済印(印)	○	
申請書種別・都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物	○	登録番号が付けられる場合は、当該登録番号を申請書類に記入することになる

3. 連絡先情報

フリガナ	クラブでの役職
担当者氏名	
TEL	E-mail

【新入団員の取得について】
公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いについては、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づいてまいります。

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としている。

II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等) 所定の様式に記入

申請書類②

令和●●(20●●)年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙 (基礎情報書類)

フリガナ	設立年 ※西暦記入	設立年数 ※自動入力	
クラブ名		2018 年 日	

1. 事務局情報

事務局 情報	住所	〒 _____	
	E-mail		
	TEL	事務担当者 氏名	
	FAX	役職	

※以下の情報は令和●●年4月1日時点の内容を記入ください。

2. 会員について

(1) 年会費等を支払っている会員数※1とその内訳を記入ください。
※1 本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指します(月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は会員とみなしません)。

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～19歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
小計											

(2) 総会員数※2とその内訳を記入ください。
※2 本設問における会員とは、上記(1)で記入いただいた年会費等を支払っている会員を含む全ての会員(月会費や教室・イベントごとの参加費等を支払っている会員)を指します。

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～19歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
小計											

↑ 総会員数

3. 定期的に行うスポーツ活動種目・指導者資格保有者について

(1) 定期的(年間で12回以上)行うスポーツ活動種目のみについて、以下の表の種目名の定期活動種目に○を記入ください。なお、○を記入した種目名において、当該種目の指導者に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が1名でも配置されている場合は指導者配置欄に○を記入ください。

種目名	定期活動	種目名	定期活動	種目名	定期活動	種目名	定期活動
1 ドッジボール		13 柔道		25 バドミントン		37 インディアカ	
2 体操		14 剣道		26 卓球		38 3B体操	
3 エアロビクス		15 空手		27 スキー		39 キンボール	
4 ウォーキング		16 野球		28 スノーボード		40 親子リトミック	
5 ダンス		17 ソフトボール		29 スポーツ軟式		41 フットボール(ミニフット)	
6 ボウリング		18 サッカー		30 カヌー		42 フラダンス	
7 ゲートボール		19 フットサル		31 ラグビーフットボール		43 パークゴルフ	
8 グラウンドゴルフ		20 バレーボール		32 太極拳		44 ビーチバレー	
9 テニス(ダブル)		21 ソフトテニス		33 健康体操		45 登山・ウラライキング	
10 水泳		22 バスケットボール		34 バウンドテニス		46 その他()	
11 ヨガ		23 テニス		35 ベタング		47 その他()	
12 陸上競技		24 ソフトテニス		36 その他()		48 その他()	

(2) 上記(1)で回答したスポーツ活動種目の合計数と、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者配置種目の合計数を以下に記入ください。

①スポーツ活動種目数 種目

②公認スポーツ指導者配置数 種目

4. クラブマネジャー・事務局員の配置状況及び公認マネジメント資格保有者

(1) クラブマネジャー※3の配置の有無を記入ください。
※3 クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とする。

配置	○
有	<input type="checkbox"/>
無	<input type="checkbox"/>

(2) クラブマネジャー及び事務局員の内、日本スポーツ協会公認マネジメント資格保有人数をそれぞれ記入ください。

①クラブマネジャー

公認クラブマネジャー資格保有者数 人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数 人

②事務局員

公認クラブマネジャー資格保有者数 人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数 人

II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類③.規約・会則・定款等 各クラブで定めた規約等を提出

(例)

〇〇地区総合型地域スポーツクラブ規約 (例)

第1章 総則

〔名称〕
第1条 この団体は、〇〇地区総合型地域スポーツクラブと称する。

〔事務所〕
第2条 この団体は、事務所（事務所）を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号に置く。

第2章 目的及び事業

〔目的〕
第3条 この団体は、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、〇〇〇〇〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇〇〇〇〇に関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

〔事業〕
第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1) スポーツ振興に係る事業
 ① 〇〇〇〇〇事業
 ② 〇〇〇〇〇事業
 ―
 (2) その他の事業
 ① 〇〇〇〇〇事業
 ―
 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に実質がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

〔種別〕
第5条 この団体の会員は、次の〇種とし、正会員をもって当団体の構成員とする。
 (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体が総会の議決権を有する
 (2) 準会員 この団体に入会し事業に参加する会員
 ―

〔入会〕
第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 1 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔入会金及び会費〕
第7条 会員は、總會に別々に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

〔会員の資格の喪失〕

とき、

できる、

署名すること
ならない。

する、

たときは、会
団体の業務を

又は法令若
し總會に報告す

を述べ、若しく

末日後最初の

は現任者の任

務を行わなけ

なくこれを補

補任すること
はならない。

職員を置く、
する、
に定める、

準)において同



II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類④.役員名簿 所定の様式に記入

申請書類④

令和●●(20●●)年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙(役員名簿)

貴クラブの規約等(規約・会則・定款等を指す)、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関において、議決権を有する関係者全員の情報を入力してください。
なお、登録基準※では、議決権を有する者の過半数が所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)ことが必要です。

■クラブ名 _____ 令和●●年4月1日現在

No.	役職	氏名	居住地	勤務先
例	理事長	東京 太郎	東京都●●区 ※市町村名まで入力	(株)●● ※勤務先がない場合は、「なし」と入力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

【個人情報の取り扱いについて】
公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録クラブ個人情報取り扱いについて」に基づくとします。

※総合型地域スポーツクラブ登録基準細則第3条基本基準分類「(2)運営形態に関する基準」の「(個別基準)地域住民が主体的に運営している」

以下の登録基準を確認するために居住地(市町村名のみまで)の記載を求めています。

(2)運営形態に関する基準
⑤地域住民が主体的に運営している。
・規約等・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型クラブの所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。


II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

- 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
 - 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
- 各クラブで議決した書類を提出

(例)

令和3年度
事業計画及び予算

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで



令和3年度事業計画

を掲載しこれからの100年においてスポーツが果たすべき社
会宣言(日本)を策定した。同宣言に準じた3つのスポーツの
柱とし、「公正で幅広豊かな地域生活の創造への寄与」、「健
康ライフスタイルの創造への寄与」、「平和と友好に満ちた世界
に向け、5年間の中期事業方針として平成30年に「日本スポ
ーツ振興2018」(スポーツ振興方針2018)を策定した。
策2018」が目指す「誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる
社会の多様性の促進」、「スポーツを核にした連携・協働の
推進、望む未来へ。」のコーポレートメッセージのもと、加
・団体等と連携・協力し、その実現に向け努力する。
レス対応を契機とした社会の変化を適切に捉え、「ポストコロ
ススポーツの形を模索する。今まで以上に、スポーツの楽しさ、
熱を創り続け、スポーツの価値を一層高めるためのイノベーテ
の連携・協力を進めるとともに、東京2020オリンピック・パ
東京2020大会)およびワールドマスターズゲームズ2021開
委員会と連携を図り、協力する。

推進事業
開催・競技力向上

外字者および関係員との連携により、第76回国民体育大会を
東京において、43競技(正式競技37、特別競技1、公開競技5)

国民体育大会春季大会スケート競技会およびアイスホッケー
で、スキー競技会を秋田県下1市において開催する。
年3月に開催した「21世紀の団体兼一団体メンバーメントの機
ジュニアアスリートからトップアスリートまで幅広い層を対
して、充実・活性化を図るとともに、オリンピック競技大会実
施競技のうち団体において実地の競技を正式競技として導入することを目
的に、平成26年6月に策定した「国民体育大会における2020年オリンピッ
ク対策・実行計画」に取り組む。

経費計算ベース
(令和3年3月31日現在)

区分	前年度 実績	当年度 予算	増減	増減率 (%)	備考
1-1					
1-2					
1-3					
1-4					
1-5					
1-6					
1-7					
1-8					
1-9					
1-10					
1-11					
1-12					
1-13					
1-14					
1-15					
1-16					
1-17					
1-18					
1-19					
1-20					
1-21					
1-22					
1-23					
1-24					
1-25					
1-26					
1-27					
1-28					
1-29					
1-30					
1-31					
1-32					
1-33					
1-34					
1-35					
1-36					
1-37					
1-38					
1-39					
1-40					
1-41					
1-42					
1-43					
1-44					
1-45					
1-46					
1-47					
1-48					
1-49					
1-50					
1-51					
1-52					
1-53					
1-54					
1-55					
1-56					
1-57					
1-58					
1-59					
1-60					
1-61					
1-62					
1-63					
1-64					
1-65					
1-66					
1-67					
1-68					
1-69					
1-70					
1-71					
1-72					
1-73					
1-74					
1-75					
1-76					
1-77					
1-78					
1-79					
1-80					
1-81					
1-82					
1-83					
1-84					
1-85					
1-86					
1-87					
1-88					
1-89					
1-90					
1-91					
1-92					
1-93					
1-94					
1-95					
1-96					
1-97					
1-98					
1-99					
1-100					
1-101					
1-102					
1-103					
1-104					
1-105					
1-106					
1-107					
1-108					
1-109					
1-110					
1-111					
1-112					
1-113					
1-114					
1-115					
1-116					
1-117					
1-118					
1-119					
1-120					
1-121					
1-122					
1-123					
1-124					
1-125					
1-126					
1-127					
1-128					
1-129					
1-130					
1-131					
1-132					
1-133					
1-134					
1-135					
1-136					
1-137					
1-138					
1-139					
1-140					
1-141					
1-142					
1-143					
1-144					
1-145					
1-146					
1-147					
1-148					
1-149					
1-150					
1-151					
1-152					
1-153					
1-154					
1-155					
1-156					
1-157					
1-158					
1-159					
1-160					
1-161					
1-162					
1-163					
1-164					
1-165					
1-166					
1-167					
1-168					
1-169					
1-170					
1-171					
1-172					
1-173					
1-174					
1-175					
1-176					
1-177					
1-178					
1-179					
1-180					
1-181					
1-182					
1-183					
1-184					
1-185					
1-186					
1-187					
1-188					
1-189					
1-190					
1-191					
1-192					
1-193					
1-194					
1-195					
1-196					
1-197					
1-198					
1-199					
1-200					

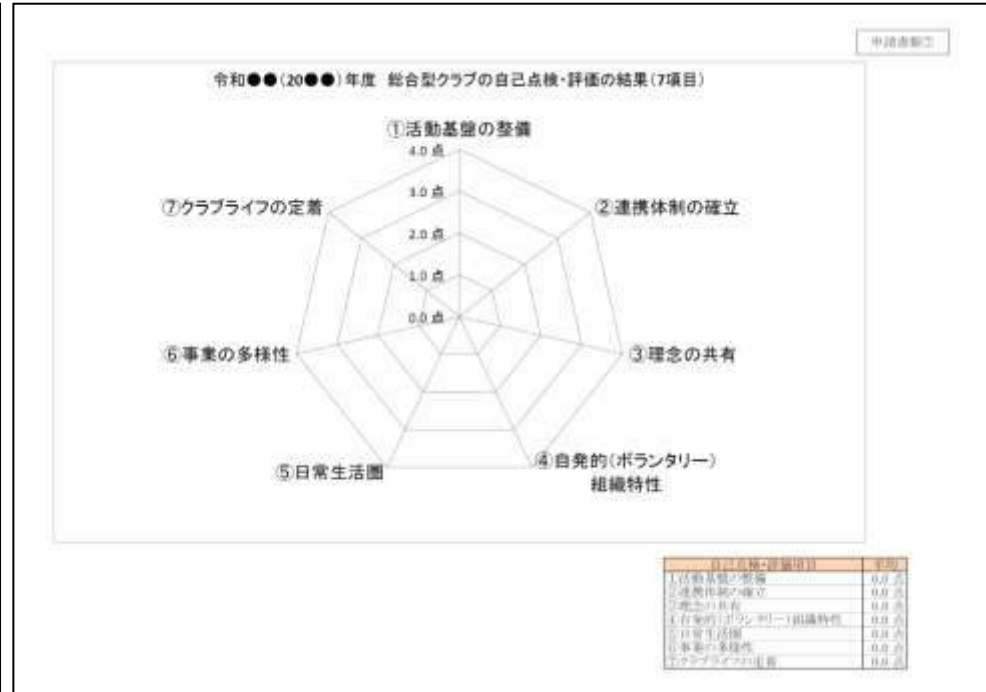
II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類⑦.評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 所定の様式に記入

シートA

指標		評価項目					平均点	評価
活動基盤の整備	活動基盤の整備	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	活動基盤の整備	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	活動基盤の整備	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	活動基盤の整備	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
連携体制の確立	連携体制の確立	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	連携体制の確立	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	連携体制の確立	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	連携体制の確立	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
理念の共有	理念の共有	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	理念の共有	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	理念の共有	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	理念の共有	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
自発的(ボランティア)組織特性	自発的(ボランティア)組織特性	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	自発的(ボランティア)組織特性	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	自発的(ボランティア)組織特性	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	自発的(ボランティア)組織特性	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
日常生活圏	日常生活圏	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	日常生活圏	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	日常生活圏	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	日常生活圏	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
クラブライフの定着	クラブライフの定着	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	クラブライフの定着	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	クラブライフの定着	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5
	クラブライフの定着	1.活動基盤の整備	2.連携体制の確立	3.理念の共有	4.自発的(ボランティア)組織特性	5.日常生活圏	6.クラブライフの定着	3.5

シートB



II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

(例)

令和2年度定例評議員会議事録

日 時 令和2年7月31日(金) 14:00~15:00

場 所 品川プリンスホテル アネックスタワー5階、「プリンスホール」
※Web会議を使用

出席者 山本浩(議上総括)、松月等(スキー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、
内藤義典(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、藤澤康二(体操)、中村航久
(バスケットボール)、天野佳人(スケート)、末柄勝(レスリング)、川北達也
(ホッケー)、小宮山智雄(ウエイトリフティング)、橋本直仁(ハンドボール)、
佐久間直光(自転車競技)、野田明章(フットテニス)、前原正浩(卓球)、南和
文(相撲)、和田雅雄(柔術)、末松英司(フェンシング)、中里杜也(柔道)、
高橋清生(フットボール)、内藤勇一(バドミントン)、中野秀也(門球)、橋田
登喜彦(ライフル射撃)、藤原治郎(剣道)、裏下昇(ラグビーフットボール)、
花野利雄(山岳+スポーツクライミング)、山口義正(スキー)、宮崎利郎(アー
チェリー)、藤部弘弘(アイスホッケー)、市野保広(銃剣道)、本戸敏知(クレー
射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、谷田部和彦(野球)、富澤和美(綱子)、岡
崎風(武術太極拳)、宮本英治(バレーボール)、高村卓(オリエントア
ーシング)、関山和夫(ダウンドゴルフ)、飯田洋治(トライアスロン)、衣笠剛
(バウリング)、知念かおる(エアロビクス)、藤門政文(ドッジボール)、
田中社一郎(ラグビーフットボール)、山田登志夫(障がい者スポーツ)、大河原高樹
(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、奈良隆(高体連)、生島義明(北海道)、
大沢陽子(青森)、平藤洋(岩手)、奥山雅信(山形)、尾形幸男(福島)、根本
聡(茨城)、松本博隆(群馬)、河本弘(埼玉)、松月守(富山)、福永秀樹(静岡)、
栗輪出晃(愛知)、豊田益孝(岐阜)、木村孝一郎(三重)、山本誠二(京都)、
中尾茂治(大阪)、南正晃(和歌山)、岡村浩(山口)、林光代(香川)、分本秀
樹(徳島)、今尾和祝(愛媛)、刈谷好孝(高知)、城戸英敏(福岡)、宮崎者輔
(長崎)、和尾真嗣(熊本)、伊藤健一(大分)、佐藤裕之(宮崎)、坂口純弘(鹿児島)、
高橋雅通之(沖縄)、今澤正幸(学研)、大山田崇(学研)、川原真(学研)、
山口純子(学研)の各評議員

(議 事) 伊藤雅俊会長、遠藤利郎、京野廣代の各副会長、泉正文副会長兼事務理事、
大野敬三、森岡裕繁の各常務理事、根本光孝、平田竹晃、飯元泰、今井純子、島前
賢二、丸志聖幸司、宇津木妙子、中谷行雄、山倉紀子、坂本和洋、藤澤謙、小野方、
茅野繁広、石川憲一郎、生井和治、高井啓一、教団志の各理事

(議 事) 佐藤敏子、北宮明英人、村田芳子の各監事
(出席会計士) 戸谷真典(出席会計士)、飯沼聖沙(出席会計士)

出席者 山本浩(議上総括)、松月等(スキー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、
内藤義典(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、藤澤康二(体操)、中村航久
(バスケットボール)、天野佳人(スケート)、末柄勝(レスリング)、川北達也
(ホッケー)、小宮山智雄(ウエイトリフティング)、橋本直仁(ハンドボール)、
佐久間直光(自転車競技)、野田明章(フットテニス)、前原正浩(卓球)、南和
文(相撲)、和田雅雄(柔術)、末松英司(フェンシング)、中里杜也(柔道)、
高橋清生(フットボール)、内藤勇一(バドミントン)、中野秀也(門球)、橋田
登喜彦(ライフル射撃)、藤原治郎(剣道)、裏下昇(ラグビーフットボール)、
花野利雄(山岳+スポーツクライミング)、山口義正(スキー)、宮崎利郎(アー
チェリー)、藤部弘弘(アイスホッケー)、市野保広(銃剣道)、本戸敏知(クレー
射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、谷田部和彦(野球)、富澤和美(綱子)、岡
崎風(武術太極拳)、宮本英治(バレーボール)、高村卓(オリエントア
ーシング)、関山和夫(ダウンドゴルフ)、飯田洋治(トライアスロン)、衣笠剛
(バウリング)、知念かおる(エアロビクス)、藤門政文(ドッジボール)、
田中社一郎(ラグビーフットボール)、山田登志夫(障がい者スポーツ)、大河原高樹
(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、奈良隆(高体連)、生島義明(北海道)、
大沢陽子(青森)、平藤洋(岩手)、奥山雅信(山形)、尾形幸男(福島)、根本
聡(茨城)、松本博隆(群馬)、河本弘(埼玉)、松月守(富山)、福永秀樹(静岡)、
栗輪出晃(愛知)、豊田益孝(岐阜)、木村孝一郎(三重)、山本誠二(京都)、
中尾茂治(大阪)、南正晃(和歌山)、岡村浩(山口)、林光代(香川)、分本秀
樹(徳島)、今尾和祝(愛媛)、刈谷好孝(高知)、城戸英敏(福岡)、宮崎者輔
(長崎)、和尾真嗣(熊本)、伊藤健一(大分)、佐藤裕之(宮崎)、坂口純弘(鹿児島)、
高橋雅通之(沖縄)、今澤正幸(学研)、大山田崇(学研)、川原真(学研)、
山口純子(学研)の各評議員

(議 事) 伊藤雅俊会長、遠藤利郎、京野廣代の各副会長、泉正文副会長兼事務理事、
大野敬三、森岡裕繁の各常務理事、根本光孝、平田竹晃、飯元泰、今井純子、島前
賢二、丸志聖幸司、宇津木妙子、中谷行雄、山倉紀子、坂本和洋、藤澤謙、小野方、
茅野繁広、石川憲一郎、生井和治、高井啓一、教団志の各理事

(議 事) 佐藤敏子、北宮明英人、村田芳子の各監事
(出席会計士) 戸谷真典(出席会計士)、飯沼聖沙(出席会計士)

出席者 山本浩(議上総括)、松月等(スキー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、
内藤義典(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、藤澤康二(体操)、中村航久
(バスケットボール)、天野佳人(スケート)、末柄勝(レスリング)、川北達也
(ホッケー)、小宮山智雄(ウエイトリフティング)、橋本直仁(ハンドボール)、
佐久間直光(自転車競技)、野田明章(フットテニス)、前原正浩(卓球)、南和
文(相撲)、和田雅雄(柔術)、末松英司(フェンシング)、中里杜也(柔道)、
高橋清生(フットボール)、内藤勇一(バドミントン)、中野秀也(門球)、橋田
登喜彦(ライフル射撃)、藤原治郎(剣道)、裏下昇(ラグビーフットボール)、
花野利雄(山岳+スポーツクライミング)、山口義正(スキー)、宮崎利郎(アー
チェリー)、藤部弘弘(アイスホッケー)、市野保広(銃剣道)、本戸敏知(クレー
射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、谷田部和彦(野球)、富澤和美(綱子)、岡
崎風(武術太極拳)、宮本英治(バレーボール)、高村卓(オリエントア
ーシング)、関山和夫(ダウンドゴルフ)、飯田洋治(トライアスロン)、衣笠剛
(バウリング)、知念かおる(エアロビクス)、藤門政文(ドッジボール)、
田中社一郎(ラグビーフットボール)、山田登志夫(障がい者スポーツ)、大河原高樹
(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、奈良隆(高体連)、生島義明(北海道)、
大沢陽子(青森)、平藤洋(岩手)、奥山雅信(山形)、尾形幸男(福島)、根本
聡(茨城)、松本博隆(群馬)、河本弘(埼玉)、松月守(富山)、福永秀樹(静岡)、
栗輪出晃(愛知)、豊田益孝(岐阜)、木村孝一郎(三重)、山本誠二(京都)、
中尾茂治(大阪)、南正晃(和歌山)、岡村浩(山口)、林光代(香川)、分本秀
樹(徳島)、今尾和祝(愛媛)、刈谷好孝(高知)、城戸英敏(福岡)、宮崎者輔
(長崎)、和尾真嗣(熊本)、伊藤健一(大分)、佐藤裕之(宮崎)、坂口純弘(鹿児島)、
高橋雅通之(沖縄)、今澤正幸(学研)、大山田崇(学研)、川原真(学研)、
山口純子(学研)の各評議員

(議 事) 伊藤雅俊会長、遠藤利郎、京野廣代の各副会長、泉正文副会長兼事務理事、
大野敬三、森岡裕繁の各常務理事、根本光孝、平田竹晃、飯元泰、今井純子、島前
賢二、丸志聖幸司、宇津木妙子、中谷行雄、山倉紀子、坂本和洋、藤澤謙、小野方、
茅野繁広、石川憲一郎、生井和治、高井啓一、教団志の各理事

(議 事) 佐藤敏子、北宮明英人、村田芳子の各監事
(出席会計士) 戸谷真典(出席会計士)、飯沼聖沙(出席会計士)

出席者 山本浩(議上総括)、松月等(スキー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、
内藤義典(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、藤澤康二(体操)、中村航久
(バスケットボール)、天野佳人(スケート)、末柄勝(レスリング)、川北達也
(ホッケー)、小宮山智雄(ウエイトリフティング)、橋本直仁(ハンドボール)、
佐久間直光(自転車競技)、野田明章(フットテニス)、前原正浩(卓球)、南和
文(相撲)、和田雅雄(柔術)、末松英司(フェンシング)、中里杜也(柔道)、
高橋清生(フットボール)、内藤勇一(バドミントン)、中野秀也(門球)、橋田
登喜彦(ライフル射撃)、藤原治郎(剣道)、裏下昇(ラグビーフットボール)、
花野利雄(山岳+スポーツクライミング)、山口義正(スキー)、宮崎利郎(アー
チェリー)、藤部弘弘(アイスホッケー)、市野保広(銃剣道)、本戸敏知(クレー
射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、谷田部和彦(野球)、富澤和美(綱子)、岡
崎風(武術太極拳)、宮本英治(バレーボール)、高村卓(オリエントア
ーシング)、関山和夫(ダウンドゴルフ)、飯田洋治(トライアスロン)、衣笠剛
(バウリング)、知念かおる(エアロビクス)、藤門政文(ドッジボール)、
田中社一郎(ラグビーフットボール)、山田登志夫(障がい者スポーツ)、大河原高樹
(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、奈良隆(高体連)、生島義明(北海道)、
大沢陽子(青森)、平藤洋(岩手)、奥山雅信(山形)、尾形幸男(福島)、根本
聡(茨城)、松本博隆(群馬)、河本弘(埼玉)、松月守(富山)、福永秀樹(静岡)、
栗輪出晃(愛知)、豊田益孝(岐阜)、木村孝一郎(三重)、山本誠二(京都)、
中尾茂治(大阪)、南正晃(和歌山)、岡村浩(山口)、林光代(香川)、分本秀
樹(徳島)、今尾和祝(愛媛)、刈谷好孝(高知)、城戸英敏(福岡)、宮崎者輔
(長崎)、和尾真嗣(熊本)、伊藤健一(大分)、佐藤裕之(宮崎)、坂口純弘(鹿児島)、
高橋雅通之(沖縄)、今澤正幸(学研)、大山田崇(学研)、川原真(学研)、
山口純子(学研)の各評議員

(議 事) 伊藤雅俊会長、遠藤利郎、京野廣代の各副会長、泉正文副会長兼事務理事、
大野敬三、森岡裕繁の各常務理事、根本光孝、平田竹晃、飯元泰、今井純子、島前
賢二、丸志聖幸司、宇津木妙子、中谷行雄、山倉紀子、坂本和洋、藤澤謙、小野方、
茅野繁広、石川憲一郎、生井和治、高井啓一、教団志の各理事

(議 事) 佐藤敏子、北宮明英人、村田芳子の各監事
(出席会計士) 戸谷真典(出席会計士)、飯沼聖沙(出席会計士)

出席者 山本浩(議上総括)、松月等(スキー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、
内藤義典(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、藤澤康二(体操)、中村航久
(バスケットボール)、天野佳人(スケート)、末柄勝(レスリング)、川北達也
(ホッケー)、小宮山智雄(ウエイトリフティング)、橋本直仁(ハンドボール)、
佐久間直光(自転車競技)、野田明章(フットテニス)、前原正浩(卓球)、南和
文(相撲)、和田雅雄(柔術)、末松英司(フェンシング)、中里杜也(柔道)、
高橋清生(フットボール)、内藤勇一(バドミントン)、中野秀也(門球)、橋田
登喜彦(ライフル射撃)、藤原治郎(剣道)、裏下昇(ラグビーフットボール)、
花野利雄(山岳+スポーツクライミング)、山口義正(スキー)、宮崎利郎(アー
チェリー)、藤部弘弘(アイスホッケー)、市野保広(銃剣道)、本戸敏知(クレー
射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、谷田部和彦(野球)、富澤和美(綱子)、岡
崎風(武術太極拳)、宮本英治(バレーボール)、高村卓(オリエントア
ーシング)、関山和夫(ダウンドゴルフ)、飯田洋治(トライアスロン)、衣笠剛
(バウリング)、知念かおる(エアロビクス)、藤門政文(ドッジボール)、
田中社一郎(ラグビーフットボール)、山田登志夫(障がい者スポーツ)、大河原高樹
(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、奈良隆(高体連)、生島義明(北海道)、
大沢陽子(青森)、平藤洋(岩手)、奥山雅信(山形)、尾形幸男(福島)、根本
聡(茨城)、松本博隆(群馬)、河本弘(埼玉)、松月守(富山)、福永秀樹(静岡)、
栗輪出晃(愛知)、豊田益孝(岐阜)、木村孝一郎(三重)、山本誠二(京都)、
中尾茂治(大阪)、南正晃(和歌山)、岡村浩(山口)、林光代(香川)、分本秀
樹(徳島)、今尾和祝(愛媛)、刈谷好孝(高知)、城戸英敏(福岡)、宮崎者輔
(長崎)、和尾真嗣(熊本)、伊藤健一(大分)、佐藤裕之(宮崎)、坂口純弘(鹿児島)、
高橋雅通之(沖縄)、今澤正幸(学研)、大山田崇(学研)、川原真(学研)、
山口純子(学研)の各評議員

(議 事) 伊藤雅俊会長、遠藤利郎、京野廣代の各副会長、泉正文副会長兼事務理事、
大野敬三、森岡裕繁の各常務理事、根本光孝、平田竹晃、飯元泰、今井純子、島前
賢二、丸志聖幸司、宇津木妙子、中谷行雄、山倉紀子、坂本和洋、藤澤謙、小野方、
茅野繁広、石川憲一郎、生井和治、高井啓一、教団志の各理事

(議 事) 佐藤敏子、北宮明英人、村田芳子の各監事
(出席会計士) 戸谷真典(出席会計士)、飯沼聖沙(出席会計士)

II. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請書類

申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>
自己説明・公表確認書

参考

団体ID
団体名称
法人番号
入力日

自己説明内容

項目	対応状況
原則1 法令に基づき適切な法律運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(4) 適切な法律運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
原則2 組織運営に関する目的すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目的すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
原則3 暴力行為の根絶等に向けコンプライアンス意識の醸成を図るべきである。	
(1) 役員等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(2) 指導者、競技会等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計処理を遵守しているか。	A
(2) 法律規程等の利用に際し、適正な使用のために定められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコードに申請競技団体向けの個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自ら適用することが必要と考えるガバナンスコード<JSPF向け>の規定があるか。	
原則1 - 原則2 - 原則3 - 原則4A - 原則5 - 原則6 - 原則7 -	
原則8 - 原則9 - 原則10 - 原則11 - 原則12 - 原則13 -	

JAPAN SPORT
COUNCIL

スポーツガバナンスウェブサイト利用者マニュアル第1.0版(JSC)から抜粋
※本確認書の取得方法についてはスライド26を参照

Ⅲ. スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)

経緯および目的

- スポーツ界全体への信頼性を確保
- スポーツ庁が「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を策定
(令和元年8月27日)
- 総合型クラブも、同ガバナンスコードへの遵守状況に関する自己説明及び公表に自主的に取り組むことが求められる。

ガバナンスコードの内容(次ページ以降に自己説明用の資料)

○6つの原則に関する自己説明及び公表

- 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
- 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
- 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
- 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
- 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
- 原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

Ⅲ. スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

【団体名： 】

【記載日： 】

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している
B：一部対応している
C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役員員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

Ⅲ. スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則■について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則■について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

・3・

原則■について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則■について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

・4・

スポーツ庁ホームページからダウンロードできます

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

Ⅲ. スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)

日本スポーツ振興センター「スポーツガバナンスウェブサイト」を用いた自己説明・公表

令和3年度より日本スポーツ振興センターのスポーツ振興事業助成に申請する際には、指定のウェブサイトにおいて自己説明・公表を行っていることが要件となっています。



スポーツガバナンスウェブサイト(令和3年3月1日開設)
URL: <https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>



- (1) 国内のスポーツ団体の情報を検索・閲覧する
- (2) 団体情報を登録・公表する
- (3) 自己説明・公表確認書を発行する

スポーツガバナンスウェブサイト

このウェブサイトについて
 スポーツガバナンスウェブサイトは、日本国内で活動するスポーツ団体が、団体基礎情報と団体運営に関する自己説明を登録・公表するウェブサイトです。スポーツ団体による、「スポーツ団体のガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)」、「スポーツ庁実証」を用いた自己説明・公表を促進することで、スポーツ界の透明性向上に貢献します。

スポーツ団体の方へ
 スポーツの振興を主たる目的とする団体であれば、どなたでも無料でご利用いただけます。ご利用にあたりお届出用紙とお届出をご確認の上、「団体情報登録(マイページ印刷発行)」から手続きをしてください。

閲覧者の方へ
 本サイトに登録されたスポーツ団体の情報は、どなたでも検索・閲覧が可能です。ご利用になる前に、各注意事項をご確認ください。

本サイトは独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSPC)が運営しています。スポーツガバナンスウェブサイトのより詳しい説明は、JSPCのホームページでご確認ください。

団体名称	<input type="text"/>	コード区分	<input type="text"/>
略称	<input type="text"/>	団体所在地	<input type="text"/>
代表者 氏名(姓)	<input type="text"/>	郵便番号	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	市区町村	<input type="text"/>